

新潟市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第2号

新潟市選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟市選挙事務取扱規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「第12条」を「第14条」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。